

測 量 作 業 標 準 仕 様 書

第 1 条 適用範囲

1. この標準仕様書は京丹波町の行う測量作業に適用する。
2. 設計図書及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第 2 条 作業実施

測量業者は、農林水産省農村振興局の定める測量作業規定に準じて実施するものとする。

第 3 条 疑 義

測量業者は、測量作業実施にあたり、仕様書及び設計図書等に疑義を生じた場合は監督員の指示を受けなければならない。

第 4 条 作業計画

1. 測量業者はあらかじめ作業計画を立て、監督員の承諾を得なければならない。ただし、軽微な変更はこの限りでない。
2. 前項のただし書きで変更を行った場合は、その都度監督員に報告しなければならない。

第 5 条 使用成果

この測量に使用する基準点の成果は、監督員の指示によりすべて測量業者の責任において処理する。

第 6 条 作業確認

測量業者は、主要な測量作業段階の区切り目等において監督員の指示した箇所については、監督員の承諾を得なければ次の作業を進めてはならない。

第 7 条 検 査

測量業者は、概済部分検査及び完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品並びに関係資料等を備えておくものとし、主任技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。

第 8 条 作業管理

1. 測量業者は作業実施にあたり関係法規を尊重し、常に善良なる管理を行わなければならない。
2. 測量現場が隣接し、または、同一場所において実施する別途測量がある場合には、業者相互の協調はもとより、成果品の照合を行って関連あるものとしなければならない。
3. 測量業者は、測量実施にあたり水陸交通の妨害、又は、公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。
4. 測量業者は、測量作業中安全の確保に留意しなければならない。
5. 作業により第三者に事故等の損傷を与えた場合は、監督員に連絡のうえ測量業者の責任で処理しなければならない。

第 9 条 土地の立入り

1. 測量業者は、測量実施にあたり、国有・公有又は私有の土地に立入る場合は、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。
2. 測量業者は、測量実施にあたり宅地又は、垣、柵等で囲まれた土地に立入る場合は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。

第 10 条 土地の使用等

測量業者は、測量実施にあたり植物、垣、柵等を伐除しようとする場合、又は、土地若しくは工作物を一時使用する場合は、使用者又は占有者の承諾を得て行うものとする。この場合生じた損失は、特記仕様書に示すほかは原則として測量業者が保証するものとする。

第 11 条 官公庁その他への手続き等

1. 測量業者は、測量実施にあたり必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、監督員と打合せのうえ測量業者において迅速に処理しなければならない。
2. 測量業者は、関係官公庁・その他に対して交渉を要するとき、又は、交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申出て協議するものとする。

第 12 条 技 術 者

測量に従事する場合は、測量法第 49 条により登録された測量士又は測量士補でなければならない。

第 13 条 再 測 量

測量業者は、測量実施中又は完成検査において測量成果に誤りが発見・指摘された場合、監督員の指示により請負者の責任においてただちに再測量を実施し、その誤りを訂正し、原因・結果を報告しなければならない。

第 14 条 提出書類

測量業者は、実施事前に作業工程表、主任技術者届、完了後に請求書、完成届等の書類を監督員を経て遅滞なく提出しなければならない。

第 15 条 成 果 品

1. 成果品は特記仕様書によるもののほか監督員の指示に基づくものとし、完成後は遅滞なく提出しなければならない。
2. 成果品はすべて京丹波町の所有とし、京丹波町の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。

設計業務委託共通仕様書

第1章 総 則

第1条 適用範囲

1. この共通仕様書は、京丹波町に係る調査、計画および設計に関する業務（以下「設計業務等」という。）を委託した者（以下「受託者」という。）が遵守しなければならない一般事項を示すもので、これにより難い場合またこれに記載のないもの等については別に特記仕様書（図面及び金抜設計書等を含む）に明示するものとする。
2. 設計業務等のうち測量作業及び地質、土質調査に関する業務については、当該共通仕様書によるものとする。

第2条 提出書類

この仕様書により、又は契約の履行に関して提出する書類は、監督員を経由するものとする。

第3条 主任技術者

1. 受託者は、委託業務について自己に代わって技術上の管理を行う主任技術者を定め委託者に通知するものとする。
2. 主任技術者は、監督員の監督または指示に従い、技術業務に関する一切の事項を処理するものとする。

第4条 土地の立入り等

受託者は、現地調査等のため国有、公有、または私有の土地に立入りおよび立木伐採等を行う場合は、つねに監督員と緊密な連絡をとり、その指示を受けなければならない。

第5条 官民との協力

受託者は、関係官公庁その他の関係者に対しては、緊密な連絡をとり、十分協調を保ち、円滑な設計業務等の進ちよくを期さなければならない。

第6条 資料等の交付および返還

1. 受託者は、特記仕様書に提出することを定められた図面およびその関係資料等を監督員により貸与を受けるものとする。
2. 委託者は、貸与された図面および資料等を委託業務の完了後ただちに返還しなければならない。

第7条 設計業務等実施中の疑義

受託者は設計事務等の実施中に疑義を生じた場合は、監督員と協議し、その結果を後日疑義が生じないように記録整備しておくものとする。

第8条 成果品の帰属

成果品は、すべて委託者の所有とし、監督員の承諾を受けないで他に公表、貸与、使用等をしてはならない。

第9条 必要事項の補充

この共通仕様書および特記仕様書（図面および金抜設計等を含む）は、設計業務等を

実施するために必要な事項のうち、主要な事項を示したものであるから、これらに記載していない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、監督員とすみやかに協議のうえ必要に応じて補充するものとする。

第10条 協議記録簿等

受託者は、第7条、第9条の事項その他について、後日確認ができるように、確認事項、立会人、変更内容等の明細を記載した記録簿等を備え設計変更および成果の提出時に添付しなければならない。

第2章 調査、計画、設計

第1節 通 則

第11条 使用する図書

設計業務等の実施にあたっては、建設省制定土木構造物標準設計及び特記仕様書に示す図書等に準拠して行うものとする。

なお、他の図書等による場合は事前に監督員の承諾を受けなければならない。

第12条 設計業務等の種類

設計業務等は、次の調査、計画、設計の種類とする。

- (1) 調査は、必要な踏査、資料収集、観測、試験等を行い、そのとりまとめを行うものとする。
- (2) 計画は、第6条の調査資料を用いて検討解析を行い、妥当適切な計画の立案を行うものとする。
- (3) 設計は、予備設計と実施設計の2種類とする。
 - (イ) 予備設計は実施設計に入る前の設計をいい、可能と思われる各種の設計から技術的、経済的に妥当なものを選出し、実施設計と矛盾しない程度の比較設計案を作成するものとする。
 - (ロ) 実施設計は実際に施工される設計をいい、予備設計の比較設計案により決定されたものについて、工事の施工に必要な詳細設計を行うものとする。

第13条 調査に関する一般事項

1. 踏査ならびに資料収集にあたっては第6条に定める資料と照合するとともに、対象地域の水理、水分、地形、地質等の自然条件、人口、資産、慣習、産業等の社会経済条件を考慮し、特記仕様書に示す事項について検討補足を行うものとする。
2. 前項の作業により第6条の資料と相違する場合は、監督員に連絡、協議のうえ必要な訂正を行うものとする。

第14条 計画に関する一般事項

計画にあたっては、第13条に準じ基礎調査をもととして、特記仕様書に示す事項について計画検討を行うものとする。なお、解析方法等は特記仕様書に示すが、これに示されていないものを使用する場合は、使用した理論公式等について出所が明らかにわかるよう成果に記載しなければならない。

第 15 条 設計に関する一般事項

1. 設計は、正確かつ丁寧に行い、強度、耐久性、経済性および美観等の諸要素を実用的に満足するものでなければならない。
2. 設計にあたっては、現地をよくは握し、地形等の条件、他の工事の施工計画との関連および技術的経済的条件等を考慮して、現地に合致する設計をしなければならない。
3. 設計にあたって特許等特殊なものを使用する場合には、監督員の承諾を受け設計図書等にそのことを明示しなければならない。
4. 設計は、設計計画等の終了後、必要な資料および構造物等について構造概要図を作成し、監督員に説明、協議を行い、確認を得た後、詳細設計を行うものとする。
5. 設計においては、建設省土木構造物標準設計に集録されている構造物を採用するものについては、その呼び名（略称）を用いるものとし、図表の単位当り数量を基として数量計算を行うものとする。

第 16 条 計画、設計条件

安全率、震度、土質ならびに水理条件、道路規格、幅員構成等は、第 11 条の図書に定めるものの他、原則として、特記仕様書に示すこととするがこれに示されていないものについては、事前に監督員の承諾を受けなければならない。

第 17 条 成果の内容

1. 調査ならびに計画の成果は、それぞれの目的、概要、項目、方法、検討、資料、結果等についてとりまとめるものとし、この成果の様式については特記仕様書に示すこととする。
2. 設計の成果は安定計算書、応力計算書、水理計算書、設計図面、数量計算書、予備設計の場合の概算工事費、特記事項等についてまとめるものとする。

第 18 条 成果の作成

成果の作成については、次の各項についてまとめるものとする。

(1) 安定、応力および水理計算書等

- (イ) 予備設計については、特記仕様書に示す計算項目について行うものとする。
- (ロ) 実施設計にあたっては、主要部分のみでなく、細部についても十分設計計算を行うものとする。
- (ハ) 計算を行う場合は、直接数値計算のみを記入しないで、公式を記載するものとし、計算に使用した理論、公式、引用文献等は明示しておくものとする。

(2) 特記事項書

- (イ) 特記事項書には、施工計画、方法、技術等について特に留意すべき事項を概略説明するものとする。
- (ロ) 特殊な構造あるいは、特殊な工法を採用したいときは、特にそれに対する注意事項を記述するものとする。

(3) 原 図

原図は、特記事項書に示す以外は、原則として「トレシングペーパー」を使用するものとし、必要に応じ市販のグラフ用紙等を使用することができる。なお、原図の大きさ

については設計図面以外は、B5 または A4 版を用いて鉛筆仕上げとする。

第 19 条 成果の提出

設計業務等が完了した場合は、前第 17 条 18 条の各項のそれぞれの成果については、特記仕様書に示す所要部数と原図を業務完了届けとともに提出し、検査員の検収を受けるものとする。

第 2 節 道 路

第 20 条 設計等指針

設計等は、次の各項により行うものとする。

- (1) 土量の配分は、できる限り切盛土量の均衡をはからねばならない。
- (2) 路床および路盤設計は、土質、舗装工程、施工、機械、工期、および経済性等を考慮のうえ行わなければならない。
- (3) 用排水関係構造物は、集排水量を調査、検討のうえ適切な断面とし、取付け支道および水路付替え等とともに、在来の機能以下にならないように設計しなければならない。
- (4) 管きよ、側溝および旧道等は在来の位置にとらわれることなく、適切な位置に設計しなければならない。
- (5) 路面高は、地下水等を考慮して必要な高さを保つようにする。やむを得ない場合は地下排水工等による方法で所定の目的が達せられるよう計画するものとする。
- (6) 路床土については、その土質を吟味し、切込砂利等による路床強度、あるいは路床路盤の現状をは握し、締固めなどについても考慮するものとする。
- (7) 現地の地形と計画道路との関係をは握し、供水時における供水の問題を考慮のうえ、避溢橋等の設計に関する調査検討を行うものとする。
- (8) 工事施工計画との関連を考慮し、手もどり工事を必要とするような工法をとらないように考えるとともに必然的にかかる工法を必要とする場合等については調査検討を行うものとする。
- (9) 地形変化の激しい個所等がある場合は、補足横断面図を作成し、とくに土工量に影響ある構造物の設計には、必要な補足横断面図、縦断面図あるいは詳細図の作成を行い、簡易な土質調査等の補足測量調査作業を行うものとする。
- (10) 管きよ、溝きよ（函きよ）等の設計は、疎通の阻害とならないよう考慮し、道路中心線との交差は直角にするものが最も望ましいものである。
- (11) 舗装、路床排水工等を考慮し最終断面が建築限界等に支障のない横断面としなければならない。
- (12) 盛土および切土ののり面は、土質状態を考慮のうえ設計を行うものとする。

第 21 条 設計等の区分

道路設計等は、次の区分により行うものとする。

- (1) 設計計画
- (2) 土工および構造物設計

第 22 条 設 計 計 画

1. 設計計画は次の区分により行うものとする。
 - (1) 現地調査
 - (2) 構造物計画
2. 調査は、設計計画に先立ち第 15 条の規定により道路、河川、構造物等の現況を調査するものとする。
3. 構造物計画は、設計する溝橋、函きょおよび管きょ等の設計計画を行うものとする。
ただし、スパン 20m 未満の橋梁等の設計計画は、第 3 節に準じて行うものとする。

第 23 条 土工および構造物設計

1. 土工および構造物設計は、第 20 条により決定された方針、または定められた設計等に基づいて、監督員の指定により次の各号について行うものとする。
 - (1) 平面図、縦断面図、横断面図の作成
 - (2) 土 量 計 算
 - (3) 擁 壁 工
 - (4) 排 水 工
 - (5) 溝 橋 工
 - (6) 函 き ょ 工
 - (7) 管 き ょ 工
 - (8) 雑 工 事
2. 提出する成果の内容は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 平 面 図
 - (2) 縦 断 面 図
 - (3) 横 断 面 図
 - (4) 土量配分計画図
 - (5) 構 造 物 設 計 図
 - (6) 安定および応力計算書
 - (7) 数量計算書および材料表
 - (8) 特 記 事 項 書
 - (9) 排 水 計 画
 - (10) 局部的各種比較設計図面および調査
 - (11) その他必要図面および資料
3. 溝橋工、かんきょ工等構造物は、必要により翼、吞吐口等を行うものとする。